

1. 講義について

(1) 講義時間

講義時間は、原則として1日5時限で、次のとおりである。

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:15～ 10:45	10:55～ 12:25	13:25～ 14:55	15:05～ 16:35	16:45～ 18:15

(2) 講義形態

講義は次の形態で行われる。

通年講義	毎週1回もしくは2回で1年間行う。
半期講義	毎週1回もしくは2回で前期または後期で終了する。
集中講義	一定期間にまとめて行う。

(3) 休 講

- ①大学または各授業科目の担当者において、やむを得ない事情が発生した場合には、休講することがある。
- ②休講はその都度掲示並びに情報ポータルサイトで通知する。休講掲示がないにもかかわらず開始時刻から30分以上経過しても講義が開始されない場合には、白金キャンパス大学事務室教務課の指示に従う。
○情報ポータルサイト (<https://www1.pharm.kitasato-u.ac.jp/drupal/>)
- ③休講となった授業については、原則として補講を行う。補講については、その都度指示する。
- ④首都圏交通機関全面不通時の授業措置については、学生便覧を参照のこと。
- ⑤台風等の災害時には休講することがある。休講の詳細については情報ポータルサイト等で告知する。

(4) 授業の出欠

病気またはその他やむを得ない事由により、講義を5日間以上続けて欠席した場合及び3親等内の親族が死亡した場合は、所定用紙に記入し、保証人連名・チューターの押印を受けた上、学生課へ提出すること（実験・実習において1日でも欠席した場合は、所定用紙を担当教員へ提出すること）。

なお、病気の場合は医師の診断書を、忌引きの場合は通夜・告別式の日程が記された書類（会葬礼状等）を欠席届と共に提出すること。また、5日間未満の講義欠席については、各人が授業担当者に直接その旨を申し出ること。

「出席チェックの代理登録」「授業内アンケートへの代理回答」「講義内課題への代理回答及び答案の代理提出」は不正行為であり、他の学生に依頼すること、及び他の学生からの依頼を引き受けることは絶対にしてはいけない。特に代理提出は文書の偽造に当たり、一般社会であれば犯罪に等しい行為とみなされ、厳しく罰せられる。これらの事案が発生した場合は、薬学部として厳正に対処する。また、病気などやむを得ない理由がない限り、講義等は欠席しないようにすること。

《各種欠席届の取扱い》

No.	種類	必要な場合	添付書類	提出時期	提出先
1	講義欠席届	講義を平日5日間以上連続で欠席	○(病気で1週間以上欠席した場合は診断書を添付)	事後	学生課
2	講義欠席届 (就職活動)	就職活動で講義を欠席した場合	○(欠席理由が分かる書類)	事後	担当教員 ・薬学総合演習の場合は教務課 ・6年生臨床検査技師課程科目の場合は教務課
3	欠席許可願 (就職活動用)	就職活動で実習を欠席する場合	○(欠席理由が分かる書類)	<u>事前</u>	※ ¹ 学生課
4	実習欠席届※ ² (2年・3年)	実習を1日でも欠席	○(欠席理由が分かる書類) ※病気で1週間以上欠席した場合は、医師の診断書を添付	事後	実習担当者
5	実習欠席届※ ³ (4年)	実習を1日でも欠席	○(欠席理由が分かる書類) ※病気で1週間以上欠席した場合は、医師の診断書を添付	事後	実習担当者 ・病院・薬局実習事前実習の場合は臨床薬学教育部門
6	実習欠席届 (病院実習)	実習を1日でも欠席	○(欠席理由が分かる書類)	事後	・内部病院は実習先 ・外部病院は教務課
7	実習欠席届 (薬局実習)	実習を1日でも欠席	○(欠席理由が分かる書類)	事後	地域医療薬学
8	忌引欠席届	通夜・告別式にて欠席 (3親等内)	○(会葬礼状、死亡届(写)、死亡診断書(写))	事後	学生課

※¹ 大学への来校が困難な場合には、実習終了後1週間以内に提出すること。

※² 基礎実習を欠席する場合は、事前に科目責任者へ連絡したのち、欠席届を提出すること。

次ページの《出席停止となる主な感染症》に罹患した場合は、教務課に連絡すること。

※³ 事前実習を欠席する場合は、当日11時までに教務課へ連絡したのち、欠席届を提出すること。

★ 4～7についての詳細は、各実習の指示に従うこと。

《出席停止となる主な感染症および登校再開について》

感染症	感染経路	登校基準	診断書等取扱い
インフルエンザ	飛沫・空気	発症日（発熱日）を0日として5日経過し、かつ解熱後2日経過した翌日から登校再開（発熱が続く場合は解熱日を0日として2日経過するまで期間延長）	保健室で登校許可証を発行、但し診断時の報告が必要。 診断書の要否は大学事務室に確認する。
感染性胃腸炎 （疑い含む）	接触・経口	激しい嘔吐、繰り返す下痢、発熱等の症状が消失した翌日から登校再開	
新型コロナウイルス感染症	飛沫	発症後（発症日を0日として）5日を経過し、かつ症状が軽快*した後1日を経過した翌日から登校再開 ※軽快＝解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること	
その他、学校保健安全法感染症で出席停止が必要な感染症	出	学校保健安全法の出席停止期間が経過した翌日から、また医師が登校許可した日から登校再開	
麻疹（はしか）	空気・飛沫	解熱後3日を経過した翌日から登校再開	講義・実習等の欠席届の申請や診断書の要否は各種欠席届の取り扱い一覧に従うこと。 講義・実習等の欠席届の申請は大学事務室にて行う。
水痘 （みずぼうそう）	空気・飛沫・接触	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化した翌日から登校再開	
風疹	飛沫・接触	発疹が消失した翌日から登校再開	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	飛沫・接触	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になった翌日から登校再開	
流行性角結膜炎 （はやり目）	接触	眼瞼結膜の発赤消失した翌日から登校再開（眼科医を受診し了解を得たうえで登校可能とする）	
带状疱疹	接触	発疹が消失するまで感染力あり。病変部を適切に被覆すれば登校は可能となる場合もあるが、医師の指示を確認する。但し、臨床実習の場合は実習不可の場合もあり。	
百日咳	飛沫・接触	特有の咳が消失した翌日、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了した翌日から登校再開	
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫・接触	症状により医師において感染のおそれがないと認めた日から登校再開	
結核	空気・飛沫	症状により医師において感染のおそれがないと認めた日から登校再開	
咽頭結膜炎	飛沫・接触	主要症状が消退した後2日を経過した翌日から登校再開	

「出席停止となる感染症」にかかった場合、速やかに下記に連絡してください。診断書が必要な場合もありますので、教務課に確認してください。

【連絡先】 大学事務室 教務課（03-5791-6486）または学生課（03-5791-6485）

登校を再開する際には保健室による症状の確認と登校許可が必要です。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎の場合は、保健室が登校許可証を発行しますので、欠席理由が分かる書類として利用可能です。但し、事後報告の場合は発行できませんので診断されたら速やかに報告してください。

臨床実習(薬局・病院実習)中の実習停止／再開は、実習施設の就業規則等の基準に従ってください。実習先へ対応を確認し、大学の登校基準と異なる場合は実習先の指示を優先してください。

《出席停止となる感染症を除く体調不良時の登校再開基準》

主な症状	登校再開基準	診断書等取扱い
発熱 (37.5℃以上)	解熱剤を使用せず解熱した翌日から登校再開	保健室の登校許可証なし

37.5℃以上の発熱がある場合は、大学へ登校しないで自宅療養してください。実習を欠席する場合は、事前に教務課へ連絡すること。登校は解熱剤を12時間以上使用せずに解熱した翌日からご自身の判断で再開してください。症状が2日以上続く場合は、医療機関を受診し症状の原因を診断してもらい、いつから登校や実習への参加が可能か、受診先医師の意見を確認しましょう。

(5) 授業中の板書内容やスライドの写真撮影及び録画の禁止について

近年、授業中に板書内容やスライドの写真撮影や録画をしている姿が見受けられますが、板書内容やスライドには、著作権が発生します。それらを著者の許可なく無断で撮影する行為は、著作権の侵害にあたります。

また、授業中に示されるスライドには、患者さんの個人情報が含まれる場合がありますが、それらは皆さんの学習のために必要であると判断し、あえて示しているものです。

もし、皆さんが撮影した内容をTwitterやFacebook等のSNSに転載したらどうなるでしょうか。ネットは匿名ではないので、様々なトラブルが発生することが考えられます。各々、医療を学ぶ立場として、モラルある行動を取りましょう。

また、オンライン授業で提供している動画・配布資料にも著作権が存在し、これらを第三者に提供することは違法となります。動画のスクリーンショットや配布資料を、インターネット上で公開する、第三者に提供する等の行為は絶対にしないでください。

(6) オンライン講義の受講に関する注意事項について

北里大学薬学部で実施するオンライン講義の受講に際し、次の事項を遵守してください。

- ①対面式の講義と同様に終始真摯な態度で受講します。
- ②定められた期間内に対象の講義を受講します。
- ③受講に必要な自分のID、パスワード等を他人に貸与しません。
- ④受講に必要な他人のID、パスワード等を使用しません。

- ⑤受講は自宅または学内施設で行い、電車、バス、カフェ等の公共の場で受講しません。
- ⑥講義映像は、家族を含む第三者へ視聴させたり、SNSや動画配信サービスに絶対に投稿しません。
- ⑦講義資料は専ら自己の学習に使用し、家族を含む第三者への譲渡や、SNS等に投稿しません。
- ⑧講義映像のダウンロードや録画、録音およびスクリーンショットの撮影等はいけません。
- ⑨講義の内容や情報を自己の学習目的以外に使用しません。